

いきいき現場づくり「意見の窓口」一覧表

J その他

No	分類	タイトル	ご意見	回答
11	J	「意見の窓口」の周知について	Date: Thu, 17 Sep 2009 20:56:04 工事現場における役職：主任技術者(監理技術者) 工事場所：熊本県 工事業種：土木(道路) ご意見：各事務所および出張所へ、この「意見の窓口」で出た意見などを周知・徹底しているとの事ですが、施工業者はその点について知るよしもありません。できれば、各整備局長名で通達文にて通知されて、各整備局のホームページに掲載するという事は、出来ないのでしょうか？ そうすれば、施工業者も目にする事が出来、各国土交有職員も速やかに通達を実施できるのではないかと思いますので、お考えを聞かせて下さい。	回答年月日: H21/9/24 ○九州地方整備局内での周知方法につきましては、平成21年3月17日に「いきいき現場づくり」の「意見窓口」を開設した時点で関係職員への通知を行っており、また、必要に応じて関係職員へ周知を行っております。 ○ご意見及び回答については、現在九州地方整備局のホームページで発注者が同じ情報を共有できるようにしており、今後も九州地方整備局のホームページの活用を図っていくよう考えております。 ○「いきいき現場づくり」は、発注者・受注者がそれぞれの役割・責任を果たし、相互に連携して「品質の良いものをスピーディー」に提供していくことを目的として取り組んでいるものです。 ○そのためには、発注者双方に各現場で意見が言い合える仕組みの場を設ける努力をして頂き、現場のことは現場で解決していく方向にしたいと考えています。この「意見の窓口」はそれをサポートする役割として活用して頂くためのご理解下さい。
16	J	現場技術者の腕章の着用について	Date: Fri, 23 Oct 2009 15:05:01 工事現場における役職：その他 工事場所：宮崎県 工事業種：土木(道路) ご意見：現場技術者の腕章着用について。 特記仕様書に現場作業員及び一般住民から見た責任者の明確化を目的として実施する。と明記していますが、なぜ、発注者の監督員及び監督補助員は腕章を着用していないのでしょうか？ 発注者には責任の自覚と意識の高揚は必要ないからですか？	回答年月日: H21/10/27 ○腕章の着用の有無に関わらず、発注者には発注者としての責務を果たすことが求められるのは当然です。
17	J	施工体制台帳について	Date: Thu, 29 Oct 2009 11:49:06 工事現場における役職：現場代理人 工事場所：福岡県 工事業種：土木(道路) ご意見：施工体制台帳の作成について。 国土工事共通仕様書第一編1-1-10に施工体制台帳について記載していますが、その中で 国土交通省令及び施工体制台帳に係る書類の提出について(平成13年3月30日付国官技第70号、国官技第30号、国港建第112号、国空港第68号) 上記の文章がどこを探しても見つからないので、できましたら、解答欄にリンクを張っていただけないでしょうか？	回答年月日: H21/11/6 ○国土工事共通仕様書第1編1-1-10(施工体制台帳)文中の「国土交通省令」及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」について、インターネット上のリンク先を案内します。 ○なお、「施工体制台帳に係る書類の提出について」の文書の内容につきましては、「別紙要領のとおり」となっております。 ○「国土交通省令」とは「建設業法施行規則」のことで、施工体制台帳に関する部分は、第14条の2(施工体制台帳記載事項等)の条項となります。 http://law.e-gov.go.jp/fhtmldata/S24/S24F0420100014.html ○「施工体制台帳に係る書類の提出について」(平成13年3月30日付国官技第70号、国官技第30号、国港建第112号、国空港第68号) http://www.qsr.mlit.go.jp/s_top/doboku/hikkei-kyoutu1.pdf
19	J	河川堤防の法面保護について	Date: Thu, 12 Nov 2009 22:26:51 工事現場における役職：主任技術者(監理技術者) 工事場所：鹿児島県 工事業種：土木(河川) ご意見：河川築堤工事の法面保護としてHWLから上部は種子吹付若しくはマルチ吹付と発注者側から定められました。特記仕様書にマルチ吹付と明記されており、いくつかの会社がマルチ吹付を行っていると思うのですが、随分不足で(注)しか知りません。他にマルチ吹付を行う会社があるなら教えていただけないでしょうか。	回答年月日: H21/11/16 ○監理局としては発注者として特定の企業を指名して紹介や指定することはできませんので、協会等に関心合わせ下さい。 ※なお、土木工事設計要領(河川)第8-4種芝草「現場条件によるが、原則として種子吹き付けから乾芝とする」および見直しを行っておりますので、念のため、適用する工事が、発注者にご確認下さい。 ○この種の問い合わせは、監督職員と主任技術者等の現場における相談、問い合わせで十分解決できる案件と思いますが、現場では気軽に相談し合えるようなコミュニケーションは取れないものでしょうか？
27	J	専門技術者の配置について	Date: Tue, 15 Dec 2009 11:57:44 工事現場における役職：その他 工事場所：大分県 工事業種：土木(道路) ご意見：専門技術者の配置について 「施工体制台帳の作成のポイント」に記載して有るとあり、土木一式工事又は付帯工事の施工時の専門技術者の配置について記載してありますが、分かりにくいので、以下に質問事項をまとめたので回答をお願いします。 1. 一式工事は建設業の許可業種が一式工事の場合ですか？それとも工事区分の一例(例:道路改良等)ですか？ 2. 例:道路改良工事で情報BOXの移設が生じた。情報BOXの搬付は元請けにて施工するが、配線等は下請けに施工を頼む。この時は専門技術者は必要ですか？ 3. 例:道路改良にて下部工の施工を行う。この時、配線について鉄筋業の許可を持っている下請けに施工を頼む。元請は鉄筋業の許可を持っていない。	回答年月日: H21/12/17 1. 一式工事は許可業種を指しています。 2. 下請負人が建設業の許可を受けている場合は、必ず主任技術者の配置が必要です。 3. 下請負人が建設業の許可を受けていない場合(請負金額が500万円に満たないもの)は、主任技術者の配置は必要ありません。 4. 下請負人が鉄筋工事業の許可を持っている場合は必ず主任技術者の配置が必要となります。
30	J	公共工事業品質確保技術者について	Date: Tue, 22 Dec 2009 16:50:48 工事現場における役職：主任技術者(監理技術者) 工事場所：佐賀県 工事業種：土木(道路) ご意見：公共工事業品質確保技術者について 主任技術者の受検資格を取得する際には、業務委託若しくは構築業務の実務経験が必要となっているようですが、一般に上記業務の承人は公開されているのでしょうか？	回答年月日: H21/12/25 ○「公共工事業品質確保技術者資格制度」(民間資格)は、平成17年4月より施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(第15号)に基づき発注者側業務を適切に実施することができる者が育成されることを目的として、平成20年度に創設され、(社)全日本建設技術協会により運用を開始しています。 受検資格等の詳細につきましては、同協会にお問い合わせ下さい。(http://www.zenken.com/) ○なお、どの様な企業が同資格保有者を求めているかといった求人情報は、九州地方整備局では把握しておりません。
32	J	生コンクリートについて	Date: Fri, 25 Dec 2009 17:04:25 工事現場における役職：主任技術者(監理技術者) 工事場所：佐賀県 工事業種：土木(道路) ご意見：生コンクリートについて 生コンクリートを使用する場合、直近1年程度以内に使用する生コンを出荷する工場の実績(各配合ごと)が必要とされていますが、何の文書に載っているのでしょうか？また直近1年程度だと把握していますがその期限についても教えていただけないでしょうか？JIS工場であれば実績等がなくても大丈夫ではないのでしょうか？	回答年月日: H22/1/12 ○質問頂きました「直近1年程度」について、一般的には1年程度で運用されている事例が多く見受けられますが、国土交通省令は規定を設けておりません。 従って、土木工事共通仕様書第3章第3節3-3-3配合の2.に「……すでに使用実績があり、品質管理データがある場合は、配合試験を行わず、他工事(公共工事に限る)の配合表によることのできるものとします。」と記載しておりますが、他工事の実績による場合は、できる限り最新の実績(配合表)を提出し、監督職員の確認を受けてください。 ○JIS工場であっても使用実績がない場合は、配合試験を行うこととなります。
36	J	工事費構成書について	Date: Mon, 8 Feb 2010 09:14:05 工事現場における役職：その他 工事場所：宮崎県 工事業種：土木(道路) ご意見：工事費構成書の対象工事を請負っています。去る12月中旬に第1回変更契約を実施しました。契約完了後、構成書の開示を担当者に求めたところ、当初契約については開示出来たが、変更契約については開示できないとの回答がありました。このような回答が、国土交省の統一した対応なのでしょうか？ 変更契約内には単価契約ではない新工種が含まれており、当該工事の構成比率は大きいものと思われる。貴社の積算が妥当なものか判断資料の一つにしたいと考えていますので、是非とも構成書の開示をお願い致します。	回答年月日: H22/2/18 ○工事費構成書につきましては、土木工事共通仕様書第3編1-1-2の第3項に「請負者は、請負代金が1億円以上で、6ヶ月を超える対象工事の場合は(請負代金)内訳書の提出後に総括監督員に対し、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができる。(一部省略)」と明記しております。 これは契約変更時にも適用されますので、請負者は、契約変更後の請負代金内訳書を提出した際に、工事費構成書の提示を求めることができますので、再度確認を行ってください。
37	J	設計図書の電子納品について	Date: Tue, 9 Feb 2010 18:29:06 工事現場における役職：現場代理人 工事場所：大分県 工事業種：土木(道路) ご意見：設計図書の電子納品について 竣工時に設計図書の電子納品を行う際に、CAD製図基準案に則って行うことになっていますが、現場での対応では非常に手間がかかっているのが現状です。特にレイヤー区分が難しいです。レイヤー区分を「現況線」「構造物線」「寸法線」「特線」など、解り易い表記にして頂けないでしょうか？ 追記ですが、過去の工事で発注図面を電子データでいただいたのですが、CAD製図基準案では作成されていませんでした。	回答年月日: H22/2/18 ○全国統一となっておりますので、CAD製図基準(案)に沿った、レイヤー区分での作成をお願いします。 なお、改定についてはこれまで寄せられたご意見を考慮して改定を行っておりますので、窓口の「電子納品ヘルプデスク」まで、ご意見や質問をお寄せ下さい。 http://www.cas-ed.go.jp/qe_sys/admin/index_helphdesk.htm ○また、元請けから下請け会社への現場代理人通知書の発行については、「建設工事標準下請契約約款」では、第11条第1項に、「甲は、監督員を定めたときは、書面をもってその氏名を乙に通知する。」と定められています。下請負人と締結している契約書の内容を確認していただき、適切な対応をお願いします。
38	J	施工体系図及び施工体制台帳について	Date: Sat, 13 Feb 2010 14:53:13 工事現場における役職：現場代理人 工事場所：大分県 工事業種：土木(河川) ご意見：施工体系図及び施工体制台帳について 上記について、ある事務所の補助員より「元請けから下請け会社に現場代理人通知書を発行する事」「作業員名簿を添付するよう」と言われましたが、今まで添付した事はありませんが添付するべきなのでしょうか？ 施工体系図及び施工体制台帳には何を添付すれば良いという詳しく書いてあるものはないでしょうか？ 事務所ごと及び監督補助員ごとに様式が異なるため大変困ります。	回答年月日: H22/2/18 ○施工体制台帳の作成や提出については、「施工体制台帳に係る書類の提出について」(H13.3.30付:国官技第70号、国官技第30号)に定められています。 ○具体的な施工体系図の作成や提出にあたっての記載内容及び提出、添付資料については、九州地方整備局ホームページ「問い合わせ窓口」併せて掲載しておりますのでご利用ください。 http://www.qsr.mlit.go.jp/n-park/construction/index_02.htm#sekoutaisei
39	J	設計図面の製本について	Date: Sat, 13 Feb 2010 15:21:01 工事現場における役職：現場代理人 工事場所：福岡県 工事業種：土木(道路) ご意見：設計図面(図面)について 現場受注時・変更契約時に、発注者より図面の製本を頼まれるのですが、受注者側で用意するのでしょうか？ 監督職員・監督補助員用にと図面が変更されるたびに、3,4部と頼まれました。監督補助員に確認すると、受注者が作成するのが当然と言われます。実際のところどうなのでしょう？	回答年月日: H22/2/18 ○図面の製本につきましては、受注者側で準備するのは発注者が必要な部数のみを製本するものであり、発注者側の図面を製本する必要はありません。 ○このようなことが無いよう、監督職員等に周知して参ります。
43	J	過去ののご意見について	Date: Sat, 13 Feb 2010 14:59:36 工事現場における役職：現場代理人 工事場所：熊本県 工事業種：土木(道路) ご意見：No.2及びNo.35の意見について No.2及びNo.35の意見内容が一緒ですが、No.2からNo.35の意見までの約半年たってますが、改善がなされていないという事は、このいきいき現場づくりの事は事務所で中々何も反映されてなく、何の意味もなしていないと思います。今後このような意味のない事をやっても無駄ではないのでしょうか？	回答年月日: H22/2/25 ○発注者双方が各現場の課題等について、対等な立場で自由な議論ができる場を設けて頂き、現場のことは現場で解決し、それぞれ役割・責任を果たすことが様々な問題の改善につながるかと考えております。 この「意見の窓口」はそのきっかけのひとつになるものであり、品質の良いものをつくるための受発注者の技術職員の意識の向上に役立つものと考えています。 ○この「意見の窓口」において、発注者や補助員の不適切な対応に関する意見等に対しては実状を調査することで実態を把握するとともに、不適切な対応が確認された場合は個別に指導を行い、受発注者の責任の明確化を徹底して参ります。 ○上記のようなことを今後も継続していくことが、受発注者の適正な関係性を確保するために重要と考えています。関係者には更なる周知徹底を図っていき、適正な関係性が築けるよう努力して参ります。

105	J	施工体制の確認について	<p>Friday, January 14, 2011 1:53 工事現場における役職：主任技術者(監理技術者) 工事場所：大分県 工事業種：土木(道路) ご意見：施工体制のチェック時に、下請業者の専任の有無を確認されます。下請金額が二千五百万を越える場合においては当然専任常駐していますが、非専任でよい業者(請負額が小さい業者)においても、専任しているかの確認を行っています。下請業者によっては等価企業も多いために常時、はりつことが出来ない場合もあります。非専任の場合の対応としてのご回答願います。</p>	<p>回答日:H23/1/18 ○請負金額が2500万円(建築1式工事の場合は5,000万円)以上のものについては、工事の安全かつ適正な施工を確保するため、元請け、下請けにかかわらず主任技術者や監理技術者を工事現場に専任で配置する必要があるため、専任で配置しているかの確認を行っています。(建設業法第8条第3項及び令第2条第2条第2項) 請負金額が2500万円(建築1式工事の場合は5,000万円)未満の非専任でよい業者においても、専任又は非専任の状況の把握を行います。この場合の把握は、専任を求めるものではありません。</p>
106	J	JR等隣接工事について	<p>Monday, January 17, 2011 9:49 工事現場における役職：その他 工事場所：福岡県 工事業種：その他 ご意見：最近の工事発注状況について、JR等隣接工事ですと常に軌道工事管理者の資格が要求されており、軌道工事管理者の所有に關しての有無ですと、選定業者が決められてくると思いますが？仮に雇い入れても金額が予想以上増大している状況です。</p>	<p>回答日:H23/2/9 ○JR等に隣接する場合で工事を行う場合は、管理者と工事計画の段階から協議を行うことになっていきます。管理者は、列車の継続した安全運行を確保するため、工事施工者に有資格者(工事管理者及び列車見張員等)を常時配置するよう条件を付けています。 ○工事発注段階において、施工条件に有資格者(工事管理者や列車見張員等)の配置を明示しており、費用について適切に対応しているところです。</p>
111	J	建設業許可の掲示について	<p>Wednesday, January 26, 2011 2:16 工事現場における役職：その他 工事場所：熊本県 工事業種：その他 ご意見：建設業許可の掲示についてお尋ねします。 建設業法において、その店舗及び建設工事の現場ごとに、公衆の見易い場所に掲げなければならないとしていますが、「工事現場」というのは、「現場事務所前」、「現場休憩所前」どちらか一方でのよいのでしょうか？それとも両方でしょうか？体系的なように、具体的表記が無く監督職員、業務委託の方から指摘をされるのですが、ばらばらの為お聞きします。</p>	<p>回答日:H23/2/9 ○建設業許可を示す標識の掲示については、建設業法で、「その店舗及び建設工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に掲げなければならない。」とあります。このため今回の事案において、「工事現場の公衆の見やすい場所」のどちらか一方に掲示することとなります。 ○今後とも、適切な処理が行われるよう監督職員等へ周知、指導を行って参ります。</p>
120	J	工事成績評定点について	<p>Sent: Tuesday, February 22, 2011 9:54 AM 工事現場における役職：その他 工事場所：福岡県 工事業種：土木(道路) ご意見：工事成績評定について 主任監督員で着し工事評点が違うため不公平であるため基準を統一してほしい。工事評点の考査等があるが主任監督員でありにも差がつかずすぎている。</p>	<p>回答日:H23/3/30 ○成績評定については、「請負工事成績評定要領」請負工事成績評定要領の運用」等の内容に沿って、適正な評価を行い、毎年修繕等を実施しています。今回、具体的な事例をあげられましたが、調査した結果、その様な事例はありませんでした。 ○成績評定の考え方については、No.77の回答のとおりとなっています。 <参考>「監督職員-補助員に関するご意見」 「No.77過去の回答について」の回答(抜粋) ○なお、成績評定に対しての意見が出されていますが、これについては誤解がないようご自身の成績評定の考え方を説明します。 1 「工事成績評定要領」が定められており、その要領に基づいて公正かつ適正に、主任技術評価官、総括技術評価官、技術検査官がそれぞれ担当する考査項目について評価を行います。 2 施工業者へは工事成績評定通知書に評定結果を通知しますが、評定の結果に疑義がある時は書面にて説明を求めることができることになっており、その旨通知書に明記しています。 このよう、通知内容に対する説明を求めれば説明責任が果たせるように、また誤解を招くことがないように客観的な評価を行っているところです。今後とも適正な評価に努めて参ります。</p>
121	J	下請に対する引き取り検査について	<p>Sent: Sunday, March 27, 2011 2:43 PM 工事現場における役職：現場代理人 工事場所：福岡県 工事業種：土木(道路) ご意見：下請に対する引き取り検査について 工事成績評定におけるチェック項目の中に、「下請に対する引取り(完成)検査を書面で行っていることが確認できる」というのがありますが、具体的にどのような様式の書類でしょうか。 また、この確認は何の法律によって履行義務があるのでしょうか。</p>	<p>回答日:H23/4/22 建設業法により、建設業法第24条の四(検査及び引渡し)において、元請負人は、下請負人からの請け負った建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から二十日以内で、かつ、でき限り短期間内に、その完成を確認するための検査を完了しなければならない。ととなっております。 確認の書類については、特定の様式はないので、自社独自様式の書類や支払い関係書類等によって行なうこととなります。</p>
122	J	建築限界について	<p>工事現場における役職：主任技術者(監理技術者) 工事場所：熊本県 工事業種：土木(道路) ご意見：建築限界についての見解をお尋ねします。 道路施設(防護欄、道路標識)の設置位置については道路端より25cm以上控えた場所と理解していましたが、また道路標識(ハンドブック)等でもそのような図示がなされております。しかしながら完成検査時に道路端部歩道境界線(プロク)前面(ぎりぎり)で標識柱または防護欄最先端が有って差支えないように建築限界線と異なることと建築限界線であると書かれました。今まで考え違いをしてきていたのでしょうか？宜しくお願い致します。</p>	<p>回答日:H23/4/22 建築限界については、道路構造令の解説と運用のP19の第1図及びP21の第2図にかかれております。道路施設の設置位置、路肩の有無、歩車道の有無で考え方が異なります。(詳細は道路構造令をご覧ください)</p>
123	J	工事事故の原因究明について	<p>Friday, April 01, 2011 4:50 PM 工事現場における役職：主任技術者(監理技術者) 工事場所：長崎県 工事業種：土木(道路) ご意見 長崎(国)では事故が起きた場合、即座に事故調査委員会が事故原因を調べ、再発防止の取り組みを行っています。良いことだと思いますが、その都度、請負業者へ「施工計画書はどうかだったか、手順書どおりに施工したか。」とアンケートし、「施工計画書および手順書の不備が原因」として処理している事故が多いようです。建設会社は「手順書」を必ず作成し、現場に提出し、作業員等が教育資料として見直しを徹底しています。最近起こった色々な事故事例を拝見すると、スキル不足、ヒューマンエラー、責任者不在等の要因での事故が多いように伺えます。長崎(国)は、他の請負業者へ必要以上に作業手順書を要求しているようですが、事故調査委員会の方に伺いたく、「自家用車を運転する時、手順書を見ながら運転していますか」</p>	<p>回答日:H23/8/25 工事事故が発生した場合には、事務所および九州地方予備整備局にて事故調査委員会を開催して、事故が発生した原因の究明、今後、同様な事故が発生しないよう改善策を検討しています。 工事事故発生原因の究明において、安全管理関係資料を確認することにより、その中で「施工計画書および作業手順書」をその一つとして確認しています。 一指図のように、最近の事故発生原因として、「施工計画書および作業手順書」に特記事項に明記している事故対策が記入されていないこと、作業内容に応じた施工方法が明記されておらず、実際の作業においてもそのことが守られていないことによる事故が多発している傾向があります。 このため、特記事項に明記している事故対策が作業内容に明記された施工計画書になっているのか確認し、実際の作業に反映しているかを確認し、事故をなくするよう指導しています。 しかしながら、今回のご指摘のように、通常の施工管理において、必要以上に作業手順書を要求することは整備局の事故調査委員会としては指導しておりません。事務所には確認しましたが、そのような事実はありませんでした。もしも、そのような事実があれば、具体的な工事を教えてもらえと事務所を指導できますので、よろしくお願ひします。</p>
129	J	交通誘導員の資格確認について	<p>工事現場における役職：主任技術者(監理技術者) 工事場所：福岡県 工事業種：土木(道路) ご意見：交通誘導員採用にあたっての資格確認に関して 先日標識内容の資料を受領しましたが、この中の「3. 実務経験による資格の確認」について投稿させて頂きました。頂いた資料では「施工業者は、派遣した期間、業務内容、発注者名などを記載した履歴書と、経歴書に記載した業務の契約書のコピーを添付し監督職員に提出する。」とあります。交通誘導員は、我々現場担当技術者と違い、期間の拘束を受けません。その為、契約期間を過ぎて同人が着任する事はまれだと思います。もちろん長期毎日配置という現場ではそうではないかもしれませんが、設計上では、実際の施工に際しても、必要な場合には配置したいと思います。その為、今着任している現場に空きが生じれば、別の現場へ配置されると思います。それを踏まえた上で、通常の期間(12ヶ月)分の配置資料を提出する事というの、1人分かつつもい書類になるのでは無いでしょうか？ 今まさに交通誘導員の承諾を提出するところなのですが、私のところは、5ヶ月間に10日程度ならうかとおもいますが、1日5人配置です。必要なときに配置できませんが、希望日に5人同じ人間が着任できるか分かりませんので、実務経験3年以上の誘導員を20人承諾したいと考えています。しかし、この資料を作ると思うと、考えただけで恐ろしくなります。これで、明確な資料ができています。今回こういう資料を出されたらと思いますが、現実とそぐわない運用方針は見直して頂きたいと思ひます。簡化とははなはだしいと思ひます。</p>	<p>回答日:H23/8/25 九州地方整備局においては、交通誘導員は原則として交通誘導員資格合格者(1級または2級)を配置することとしています。ただし、交通誘導員資格合格者を配置できない場合は、主任監督員が交通誘導員に關し専門的な知識及び技術を有する監督員と認められた者についてはこの限りではありません。 「交通誘導員資格合格者(1級または2級)もしくは「整備業法における指定講習を受講した者」を配置する場合は、それを証明できるものが必要なのですが、「整備業法における基本的教育及び業務別教育を現に受けている者で、交通誘導員に關する整備業務に従事した期間が1年以上である者」を配置する場合は、主任監督員が交通誘導員に關し専門的な知識及び技術を有する監督員と認めるために資料が必要となります。</p>
131	J	建築限界についての回答について	<p>工事現場における役職：主任技術者(監理技術者) 工事場所：熊本県 工事業種：土木(道路) ご意見 建築限界のとらえ方で質問をしましたが、早速、直接の回答と文書による回答を頂きました。これまでの考え方が私は偏っていました。現場の状況に合わせた考え方が有ることが大変よく理解できました。ありがとうございました。</p>	<p>回答日:H23/8/25 今後も、より良い品質の社会資本を整備して参りますので、よろしくお願ひします。</p>
132	J	工事成績評定について	<p>工事現場における役職：主任技術者(監理技術者) 工事場所：熊本県 工事業種：土木(道路) ご意見：成績評定についてお聞ひします。 昨年度の工事について先日評価点をいただきました。大変高く評価していただいたと感謝しているのですが、ひとつ分からないことがあります。NETISに關してですが、今回の工事でもNETISに該当する技術を使用し書類の提出もいたしました。しかし、評価点を見てどこにも反映されていないのが分かります。もしも今回の工事でもNETIS関係で最高の4点取らされていると想定すると今までの評点より低く思ひます。できればどこに反映されているのか明確に分かるようにしてもらえと今後の励みになりますのでよろしくお願ひします。</p>	<p>回答日:H23/8/25 NETIS関係については創意工夫の考査項目で下記のとおり評価しています。 下記4項目での加点を最大4点としており、また、評定者は発注者及び受注者の双方による全ての活用効果調査表を提出した上で評価を行います。 なお、加点対象は受注者側から新技術活用を提案した場合のみとし、発注者が指定し活用した場合は加点を行いません。 ●NETIS登録技術のうち「事後評価未実施技術」を活用し、活用効果調査表を提出している。(2点) ●NETIS登録技術のうち「事後評価未実施技術」を活用し、発注者による活用効果調査結果の総合評価点が120点以上である。(2点) ●NETIS登録技術のうち「有用とされる技術(推奨技術、準推奨技術、設計比較対象活用促進技術、少実績優良技術)」を活用し、活用効果調査表を提出している。(4点) ●NETIS登録技術のうち「事後評価未実施技術」及び「有用とされる技術(推奨技術、準推奨技術、設計比較対象活用促進技術、少実績優良技術)」以外の新技術を活用し、発注者による活用効果調査結果の総合評価点が120点以上である。(4点) また、成績評定については、国土交通省HP「請負工事成績評定要領」(http://www.mlit.go.jp/teo/sekisan/sekou.html)が掲載されていますので、参照してください。</p>

134	J 下請代金の支払いについて	<p>Thursday, June 30, 2011 7:32 PM 工事現場における役職：その他 工事場所：福岡県 工事業種：土木(道路)</p> <p>国交省への意見ではありませんが、以前、〇〇企業の1次下請に入りました。元請の支払いが悪く、当方、2次下請への支払いも出さずお支払い滞りが発生してしまっており、工事が完成して、1か月後とか支払いず付で、小さい会社ですので、毎月の支払いが無いと困る状況です。お互いの月出高を打合せで支払うのが普通ではないでしょうか？</p>	<p>回答日:H23/10/11</p> <p>建設業法第十九条により建設工事の請負契約の内容を相互に交付することになっております。その契約書の中に請負代金の支払時期及び方法が記載されているはずですのでご確認ください。</p> <p>なお、建設業法では下請代金の支払について下記のとおり定められていますので参照してください。</p> <p>○請負人が支払を受けた時は、下請負人が施工した部分に相応する下請代金を1か月以内(できる限り早く)に支払わなければならない。</p> <p>○下請負人から引渡し申し出があった日から50日以内(できる限り早く)、下請け代金を支払わなければならない。</p> <p>○元請負人は、請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、当該支払の対象となった建設工事の施工した下請負人に対して、当該元請負人が支払いを受けた金額の出来形に相応する割合及び当該下請負人が施工した出来形部分に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から一月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払わなければならない。(第二十四条の三)</p> <p>○特定建設業者が注文となった下請契約における下請代金の支払期日は、前条第二項の申出日(下請負人から工事の引渡しの申し出があった日)から起算して五十日を経過する日以前において、かつ、できる限り短い期間内において定めなければならない。(第二十四条の五)</p> <p>また、各地方整備局の「建設業法令遵守推進本部」につながる「駆け込みホットライン」建設業法違反通報窓口へもありますので、ご相談ください。</p> <p>TEL：0570-018-240 FAX：0570-018-241 MAIL：kakekomi-h@mit.go.jp URL：http://www.qsr.mlit.go.jp/n-park/kakekomi.pdf</p>
136	J 建退共について	<p>Friday, July 01, 2011 2:38 PM 工事現場における役職：現場代理人 工事場所：福岡県 工事業種：電気通信</p> <p>某電気通信メーカで契約社員で現場代理人として業務を行っていましたが、発注者に提出する書類として下請会社に対しては、建退共もしくは中退共、自社では退職金制度加盟により辞退用紙を発注者に提出していましたが、自分の場合は社員であっても退職金の加盟はしてもらってません。このような契約体系でも何年も業務を行って来たので退金はありますか？</p> <p>現場代理人や主任技術者(監理技術者)であっても契約社員であれば退職金制度未加入でもよいのでしょうか？あるいは発注者から見れば会社の方で自社の退職金制度に加盟している会社が無効な会社か不当な会社でしょうか？お聞かせ下さい。</p>	<p>回答日:H23/10/11</p> <p>今回の質問につきましては、ご自身と某電機メーカーとの雇用関係内容(契約内容)によるものが大きいので、適切な回答が難しい状態です。雇用関係内容(契約内容)について具体的に教えて頂ければ適切な回答ができると思っておりますが、一般的には下記のとおりです。</p> <p>建設者の現場で働く人たちのほとんどすべての人が建退共制度の対象者になることができます。加入対象とならないのは、</p> <p>①事業主、役員報酬を受けている方及び本社等の事務専用社員</p> <p>②既に建退共制度に加入している方</p> <p>③中小企業退職金共済等に加入している方。になります。</p> <p>建設業では、大工・左官・産職の職方のように、あるときは事業主の立場にたち、あるときは技能者として労働者の立場にたつ、いわゆる一人親方があります。このような一人親方についても、労災保険の例にならって、団体加入の方法により建退共制度を適用する進歩を願っています。</p> <p>また、建退共制度は、建設業界全体の相互扶助により成り立つものであり、できる限り多くの建設事業主が加入し、建設労働者の移動に対応してどの事業主に雇用されても共済証の取り付けを受けられるようになることがきわめて重要ですので、国土交通省としても、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」(建退共)の普及を推進し、共済証の受け取りの徹底等により、建退共制度への加入及び履行の徹底について指導しているところであります。</p> <p>なお、発注者から直接受注する建設業者の専任主任技術者(監理技術者)については、所属建設業者から入札の申し込みのあった日より3か月前以上の雇用関係が必要ですのでご注意ください。</p>
137	J 入札時の見積り締めの影響について	<p>Friday, July 01, 2011 2:38 PM 工事現場における役職：現場代理人 工事場所：福岡県 工事業種：電気通信</p> <p>ある事務所の入札における質問事項です。見積り依頼書が送られてきます。1入札者として当然の協力事項と考え対応していますが、同封(FAX)にて「見積り締めの締まる様式も送られてきます。これを発見し見積り依頼に対応しなかった場合、入札において(総合評価等)不利な評価がなされる感に感じます。見積り内容によって依頼に対応できない場合は入札において詳細に説明があるのでしょうか？入札金額の算出にも関係する重大な事項ですので、見積り依頼の対応が評価に影響するの否かの明確な回答をお願いします。</p>	<p>回答日:H23/10/11</p> <p>見積りを締めることにより、総合評価で不利な評価がなされることはありません。適正な予定価格の算出のため、見積り依頼にはなるべく協力して頂くようお願いいたします。</p>
138	J 試験練りの省略について	<p>Tuesday, August 02, 2011 1:49 PM 工事現場における役職：現場代理人 工事場所：大分県 工事業種：土木(道路)</p> <p>生コンクリートを使用する場合、製造会社が過去に国土交通省の工事実績があれば試験練りは省略できるのでしょうか。</p>	<p>回答日:H23/10/11</p> <p>既に他工事(公共工事に限る)において使用実績があり、品質管理データがある場合は、配合試験を行わず、他工事(公共工事に限る)の配合表に代えることができます。その際はできる限り最新の実績を提出し、監督職員の確認を受けて下さい。</p> <p>また、平成23年の共通仕様書の改訂により、JISマーク表示されたレディーミストコンクリートを使用する場合は配合試験を省略できるようになりました。</p>
140	J 技術提案の採否について	<p>Wednesday, September 14, 2011 10:18 AM 工事現場における役職：主任技術者(監理技術者) 工事場所：熊本県 工事業種：土木(道路)</p> <p>技術ドキュメント提案についての質問です。発注先の工事事務所より同様の提案内容であっても不採用となるのは、理由があるのでしょうか？</p> <p>極端なときは、A事務所発注分では5項目のうち4項目が採用となり、B事務所では同様の内容でA事務所では不採用の1項目が採用で残りの4項目が不採用という結果もありましたか？</p>	<p>回答日:H23/12/7</p> <p>技術提案の採否等の通知に関する問い合わせは、地方整備局内にお問い合わせ窓口を設置しております。(企画部)具体的な問い合わせ方法については、該当工事の入札説明書等に記載しておりますのでご参照ください。</p>
150	J 施工体制台帳について	<p>Monday, November 14, 2011 11:45 AM 工事現場における役職：主任技術者(監理技術者) 工事場所：熊本県 工事業種：土木(道路)</p> <p>クレーン、ポンプ業者等との契約は単独契約で行っていますが施工体制台帳に載せる際は単独契約として注意書きにて示し提出してもよろしいのでしょうか？</p>	<p>回答日:H24/3/15</p> <p>発注者から建設工事を直接請け負った特定建設業者で、当該建設工事を実施するために締結した下請契約の形態が、000万平方メートル以上となるものについて、当該建設工事を実施するに際しては、当該下請負人について施工体制台帳の作成とその工事現場での備付けを義務付けています。(ここでいう下請負人は許可を受けていない建設業者を含むものも含みます。)</p> <p>上記に該当する場合は契約形態に関わらず作成をお願いします。その際「単独契約」と注意書きで示しても構いません。なお、オペレーター付きの建設機械の場合は施工体制台帳への記載が必須ですが、建設機械のみの場合は作成する必要はありません。</p>
152	J 提示資料の保存期間について	<p>Tuesday, November 22, 2011 12:07 PM 工事現場における役職：その他 工事場所：福岡県 工事業種：土木(道路)</p> <p>「土木工事共通仕様書」(平成23年4月)改定に伴う提示書類の保存期間について、建設業法施行規則H20.10.31により、標準等に追加して業法に關する図書(①完成図②打合記録③施工体系図の保存は10年)となりましたが、土木工事共通仕様書(平成23年4月)改定に伴う提示書類は上記の図書に含まれないと思われませんが、すぐに廃棄するのともうかと思しますので提示書類の保存期間について教えてください。</p>	<p>回答日:H24/3/15</p> <p>ご質問のとおり、提示書類の保存期間については決まりがありませんので、各受注者の判断におまかせしているところです。</p>
154	J 主任技術者の変更について	<p>Friday, November 25, 2011 1:55 PM 工事現場における役職：主任技術者(監理技術者) 工事場所：長崎県 工事業種：土木(道路)</p> <p>建設業法における主任技術者の変更について教えてください。</p> <p>公共工事における元請業者の監理技術者または主任技術者は、死亡、傷病などやむを得ない場合でない限り変更できないと思いますが、一次下請業者の主任技術者についても元請業者と同様の理由がない限り変更できないのでしょうか？</p> <p>ちなみに今回の工事は一次下請で請負金額5770万円ですので「専任」で配置しています。下請業者と元請業者の契約で、死亡、傷病などの理由がない限り主任技術者の変更を出来ない旨の契約はありませんか？</p>	<p>回答日:H24/3/15</p> <p>一次下請業者の主任技術者の変更については、発注者として制限していませんので、受注者(元請)が判断することになります。</p>
155	J 工事の影響で車が損傷した場合について	<p>Monday, November 28, 2011 2:34 PM 工事現場における役職：その他 工事場所：福岡県 工事業種：土木(道路)</p> <p>〇〇道路の交差点で停車中、車に小石のような物が降ってきました。横では大型クレーンで筒の様な物を据えている感じでした。私は車を止め、近くにいたガードマンさんに聞いたところ、〇〇工事と関わりました。車に傷はついていませんでしたが、傷がついた時は弁償し下されるのでしょうか？直接作業されている方に、注意してほしいのでしょうか？</p>	<p>回答日:H24/3/15</p> <p>車に付いた傷の原因が、工事中のものに起因するのであれば、施工業者が弁償することになります。その場合、直接作業されている方についた場合、もしくは担当している維持出張所にご相談下さい。</p> <p>注)個人情報や相談内容など個人が特定されるような記述になっていない事についてはご理解願います。</p>
156	J 共通仕様書の安全訓練・研修について	<p>Thursday, December 01, 2011 8:16 PM 工事現場における役職：その他 工事場所：長崎県 工事業種：電気通信</p> <p>現道(国道)で工事を行う場合、交通規制をかけての作業となります。片側交互通行規制などは、現場によりますが、6~15人程度の整備員を配置し交通規制を行います。危険な業務なので、片側交互通行規制を伴う作業の際は、交通隊員を1時間前に招集し、当日の作業内容(規制エリア、整備員の配置位置、規制手順等)を全員に周知し安全指導を行います。この中で質問ですが、この1時間のミーティングや安全教育は、共通仕様書の月あたり半日以上時間割割当てで研修・訓練等を実施しなければならぬ安全訓練・研修等の1時間とみなすことはできないのでしょうか？よろしく回答のほど、お願い申し上げます。</p>	<p>回答日:H24/3/15</p> <p>共通仕様書「第1章 総則1-1-26」(工事中の安全確保)</p> <p>8. 請負人は工事着手後、作業員全員が参加により月当たり、半日以上時間を割いて、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。</p> <p>ご提案では交通隊員のみを対象に行うことを想定されており、共通仕様書の安全研修・訓練とは認められません。</p>
157	J 見積参考資料配付時期について	<p>Wednesday, December 07, 2011 4:30 PM 工事現場における役職：その他 工事場所：佐賀県 工事業種：土木(道路)</p> <p>(見積参考資料配付時期について)対象全事務所)公告時の配布資料「見積参考資料」が含まれていない場合があります。二次配付資料として配布されますが、入札日までの10営業日と期間が短く、見積・積算業務をするものにとって非常に負担となります。一部の企業では社内協議・決裁等のため、一定の期間が必要であり、せめて入札日の1ヶ月前には入手したいものです。もしくは公告時に「見積参考資料」を必ず配布するようにならないでしょうか？二次配付資料の位置づけは修整資料の配布としていただけないでしょうか？</p>	<p>回答日:H24/3/15</p> <p>現在の状況としては一次配付時に「見積参考資料」の配付がなされていない状況が見受けられます。忙しい状況ではありますが、各事務所等にできるだけ早い段階での「見積参考資料」を配付するように事務所へ周知してまいります。</p>

158	J	<p>Thursday, December 22, 2011 7:21 PM 工事現場における役職：主任技術者(監理技術者) 工事場所：宮崎県 工事業種：土木(道路)</p> <p>テストハンマーによる強度推定調査について</p> <p>テストハンマーによる強度推定調査についての質問です。トンネル新設工事を施工しておりますが、特記仕様書には対象工程及び方法、報告書様式等については土木工事施工管理の手引によることとなっておりますが、対象工程及び方法について記述がありません。 テストハンマーによる強度推定調査の対象工程および実施方法のマニュアル等があれば教えて下さい。</p>	<p>回答日:H24/3/15</p> <p>土木施工管理の手引きおよび共通仕様書では、テストハンマーによる強度推定調査は「図エコンクリート吹き付けコンクリートを除く」となっていますが、「共通仕様書第1編共通編第1章総則 3. 優先事項」に記載のとおり、特記仕様書に記載されていれば、そちらが優先されます。 また、特記仕様書に記載の無いものや様式が無いものについては、「共通仕様書施工管理編 2. 適用」に記載のとおりこの管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行う」となっていますので、監督職員と協議のうえ調査の対象工程および実施方法を協議し対応して下さい。</p>
162	J	<p>Monday, February 13, 2012 9:41 AM 工事現場における役職：現場代理人 工事場所：福岡県 工事業種：土木(道路)</p> <p>工事成績評定点について</p> <p>工事評価点の採点について、当方、現在直轄工事をしておりますが、監督官・現場技術員の好き嫌いで評価点が採点されている傾向にあります。工事の難易度及び免状者からの要望受理だけで評価点が決まるのはおかしいと思っております。</p>	<p>回答日:H24/3/15</p> <p>工事の評定については、請負工事成績評定要領に基づき適切に実施しており、各事務所等の成績評定委員会にて決定しています。監督官・現場技術員の好き嫌いで評価点が変わるということはありません。 なお、具体的な事例でのご相談ご指摘等ありましたら、各事務所及び本局企画部に「いきいき現場づくり」に関する相談窓口(各事務所:技術副所長、工物品質管理官等、本局企画部:技術調整管理官、総括工事検査官等)を設けていますのでご相談下さい。</p>
163	J	<p>Monday, February 13, 2012 9:47 AM 工事現場における役職：主任技術者(監理技術者) 工事場所：福岡県 工事業種：土木(道路)</p> <p>工事成績評定点について</p> <p>なぜ、〇〇工事の工事評価点が高いのでしょうか？以前、〇〇工事の現場を拝見しましたが、難易度もなく、安全対策もあつている気がしました。もう少し評価点を厳しくしても良いのではないのでしょうか？</p>	<p>回答日:H24/3/15</p> <p>工事の評定については、請負工事成績評定要領に基づき適切に実施しており、各事務所等の成績評定委員会にて決定しています。 なお、具体的な事例でのご相談ご指摘等ありましたら、各事務所及び本局企画部に「いきいき現場づくり」に関する相談窓口(各事務所:技術副所長、工物品質管理官等、本局企画部:技術調整管理官、総括工事検査官等)を設けていますのでご相談下さい。 注)個人情報や相談内容など個人が特定されるような記述になっていない事についてはご理解願います。</p>
164	J	<p>Thursday, March 08, 2012 12:06 PM 工事現場における役職：その他 工事場所：福岡県 工事業種：その他</p> <p>入札前材料及び歩掛見積の提出について</p> <p>入札前に材料等の見積依頼がありますが、出来る限り協力して提出しているのですが、期限に間に合わなかった際に見積書の提出ができないなら連絡してほしいと後から連絡がきたり、見積期限後に内容が少ないから作成して提出してほしいといわれたり、少し圧力を感じる限りです。また材料見積を提出した際については御社だけの見積りより高いと言われたり言われたり致意です。弊社としても協力協力してほしいと考えていますがどうしても間に合わない場合もあります。役所より見積提出依頼時に圧力を感じるような言い方等はやめてほしいです。弊社の考え方が間違っているのでしょうか？ 河川・道路ともにです</p>	<p>回答日:H24/3/15</p> <p>目視から見積もりの提出についてご協力頂き有り難うございます。 標準積算基準書に無い歩掛、または物価版等に無い特殊な材料等については、見積もりにより積算する事としています。 見積もりの提出は自由ですが、協力出来ない場合は、一報を頂ければ事務処理がスムーズになりますので、その点に關してはご理解いただければと思います。 ご意見にあるように「圧力を感じる言い方」については、今後指導して参りたいと考えていますので、今後ともよろしくお願致します。 なお、具体的な事例でのご相談ご指摘等ありましたら、各事務所及び本局企画部に「いきいき現場づくり」に関する相談窓口(各事務所:技術副所長、工物品質管理官等、本局企画部:技術調整管理官、総括工事検査官等)を設けていますのでご相談下さい。</p>